



4月1日から 自転車ヘルメットの着用が努力義務になります

4月1日(土)から、自転車利用者のヘルメットの着用が努力義務になります。県内の交通事故のうち、約4分の1が自転車に関係している事故です。自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の多くが頭部に致命傷を負い、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた場合の約2.2倍高くなっています。交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることが重要です。また、自転車の安全利用ルール「ちばサイクルール」を守り、安全な運転を心がけましょう。

確認しよう ちばサイクルール

乗る前のルール

1. 自転車保険に入ろう

千葉県では、条例改正により令和4年7月1日から自転車保険の加入が義務化されました。自転車は誰もが事故の加害者となる可能性があります。万が一の事故に備え、必ず加入しましょう。



2. 点検整備をしよう

ブレーキがよく利くか、タイヤの空気は入っているか、ライトが点灯するかなど、利用する前に必ず点検しましょう。



3. 反射器材を付けよう

夜間、車や歩行者との交通事故を防ぐため、ライト、後部の反射器材と合わせて、側面にも反射器材を取り付けましょう。



4. ヘルメットをかぶろう

自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していなかった方の致死率は、着用していた場合の約2.2倍高くなっています。



5. 飲酒運転はやめよう

自転車は車の仲間なので、飲酒運転は絶対禁止です。飲酒運転は、ハンドル操作やブレーキの遅れ、判断力の低下を招きます。



乗るときのルール

1. 車道の左側を走ろう

自転車は車の仲間です。例外的に歩道を通行できる場合を除いて、車道の左側によって通行しましょう。



歩道を通行できる場合

- 道路標識などで指定された場合
- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や身体の不自由な方の場合
- 車道や交通の状況からみてやむをえない場合

2. 歩いている人を優先しよう

歩道を通行するときは、車道寄りを通りましょう。周りの様子に気を配り、思いやりのある運転を心がけましょう。



3. ながら運転はやめよう

傘差し、スマートフォン・携帯電話、ヘッドホン使用などの「ながら運転」は危険です。



4. 交差点では安全確認しよう

徐行や一時停止をして、周囲の安全を十分確かめましょう。



5. 夕方からライトをつけよう

自転車のライトは、前方を照らすだけでなく車などに自転車がいてることを知らせるためのものでもあります。早めにライトを点灯しましょう。

